

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2に基づくクロスボウの取扱いに関する初心者講習会を次により開催します。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、受講時はマスクの着用、身体的距離の確保、入退室時の手指の消毒を徹底し、発熱等体調不良時には申し込み警察署に連絡の上、受講自粛等の措置をされますようお願いいたします。

※ 受講申込書1枚に写真1枚を添えて、申請する方の住所地を管轄する警察署に申し込んで下さい。申請する方の住所地を管轄する公安委員会が開催する講習会を受講することができます。

令和6年4月 クロスボウ講習会開催日程一覧表

※ 申込受付期間 令和6年2月1日から講習会開催日の10日前まで

初心者講習会

	開催日	開始時間	開催部署	開催場所
1	令和6年4月21日	午前 9時00分	旭川方面本部 生活安全課	旭川市1条通25丁目487番地の6 旭川方面本部3階大会議室

※ 受付は、講習開始時間の30分前から会場で行います。
出来る限り公共交通機関を御利用願います。

講習手数料(6,900円の北海道収入証紙)は、受講申込時に徴収します。
会場は定員があることから、締切日前に受講申込みの受付を終了することがあります。

令和4年3月15日より前から所持していたクロスボウについて、警察署に所持許可申請をして所持許可を受けた方であっても、クロスボウ講習会を受講していない場合は、その許可を受けた日から6ヶ月以内にクロスボウ講習会(初心者講習会)を受講して講習修了証明書の交付を受けなければ、許可は取り消されることとなりますので、未受講の方は確実に受講するようお願いいたします。